

## 農用地再生整備支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、損害防止事業の一環として、排水路の整備を行うことで水害・干害の未然防止や、農道・土手・荒廃地の草刈によって病虫害や獣害などの被害を抑制し、農業経営の安定に資することを目的とする。

### (事業)

第2条 新潟県農業共済組合中越支所（以下「組合」という。）管内は、前条の目的を達成するためのバックホウ、アタッチメント類及び運搬車両を含めた機械・器具・車両（以下「バックホウ等」という。）を導入し、次の事業を行うものとする。

- (1) 用排水路、畦畔等の整備及びかい廃地の復旧・整備に関する事項
- (2) 除草等耕種的防除に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

2 組合は、前項の事業を行うため、市町村・関係機関等と連携を図り実施する。

### (使用管理)

第3条 組合に設置するバックホウ等の総括責任者は参事、管理者は支所長とし、管理担当者を第1事業課長として、使用管理の任にあたる。

### (整備及び保管)

第4条 管理担当者は、業者と連携しバックホウ等の整備及び保管につとめる。

### (利用条件)

第5条 この要領に基づく利用は、次に該当することを条件とする。

- (1) 受益者は組合の組合員等であること。
- (2) 農用地及びそれに準ずる用地に使用することを目的としていること。

### (利用申請)

第6条 バックホウ等を利用する場合、受益者は農用地再生整備支援事業実施要領に同意した上で、様式1に定める農用地再生整備支援事業バックホウ利用許可申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、NOSA I部長（又は集落、地区の代表者）に提出する。

- 2 受益者は組合操縦資格登録者（以下「オペレーター」という。）を手配するものとする。
- 3 NOSA I部長（又は集落、地区の代表者）は、受益者から申請書の提出があった場合、組合に報告するとともに申請書を提出する。
- 4 受益者は事前に組合に対して、利用の可否を確認するものとする。

### (オペレーターの遵守事項)

第7条 バックホウ等は、オペレーターに限り操作することができる。

- 2 集落又は地区の操縦資格所有者は、オペレーター登録申請書を組合に提出するものとする。また、組合と雇用契約を締結しオペレーターとして組合に登録するものとする。
- 3 オペレーターは、次の各号を厳守する。
  - (1) オペレーターは、いかなる場合であっても飲酒時及び体調不良時に操作してはならない。
  - (2) オペレーターは、必ず所定の始業及び終業点検を行うものとする。
  - (3) オペレーターは、安全運転につとめ、事故又は不当の消耗を与えないよう十分注意して使用する。

(利用期間)

第8条 1回の利用期間は、1台当たり原則5日間以内とする。ただし、天候不良等の理由により作業が遅延した場合は、組合と利用期間を協議するものとする。

2 利用申請(予約)状況により、利用期間を延長することができる。

(利用許可)

第9条 組合は、農用地再生整備支援事業実施要領に同意した受益者に対して、申請の内容が適当と認めた場合、バックホウ等の利用を許可するものとする。

(受 渡)

第10条 バックホウ等の受け渡しは、原則として受益者、オペレーター及び職員の三者が立会いの上、指定場所で行うものとする。

(管 理)

第11条 受益者は、借り受けた期間中はバックホウ等を管理しなければならない。

(返 却)

第12条 バックホウ等の返却については、使用期間中の燃料は受益者が負担し、返却時に満タンとするほか、次の事項の定めによるものとする。

2 受益者及びオペレーターは、使用後点検・清掃を行い、指定場所へ返却するものとする。

3 バックホウ等の返却は、受益者、オペレーター及び職員の三者が立会いの上行う。

4 受益者及びオペレーターは、作業記録簿を記入し組合に提出する。

5 緊急災害時に組合が使用する場合は、利用期間の途中であっても返却するものとする。

(利用料金)

第13条 バックホウ等を利用した場合の利用料金は次のとおり定め、組合の請求に基づき支払うものとする。

(1) バックホウ利用料金	1日目	20,000円
	2日目以降	15,000円(1日当り)
(2) 草刈機利用料金	貸出1回当り	8,000円

(禁止事項)

第14条 受益者及びオペレーターは、バックホウに新たに装置・部品・付属品を装着、又は、既存装着しているものを取り外してはならない。また、次の事項に定める行為もしてはならない。

2 バックホウ等の改造や性能・機能を変更すること。

3 バックホウ等を使用目的・用途以外に使用すること。

4 バックホウ等を第三者に転貸すること。

(修繕維持)

第15条 組合が所有するバックホウ等の修理・整備点検等に係る経費、動産保険・賠償責任保険料及びオペレーター傷害保険料は、組合の負担とする。

(更 新)

第16条 組合が所有するバックホウ等の更新は、農作物共済勘定の特別積立金を充当することができる。

(損害の賠償等)

第17条 使用中の機械の損壊、貸出中の盗難等の損害は組合が負担する。

2 第14条で定めた行為が起因している場合、受益者又はオペレーターの重大な過失によって生じたバックホウ等の損壊等に係る原状回復に要する経費については、受益者又はオペレーターの過失者が負担するものとする。

3 バックホウ等の盗難が故意又は重大な過失であると認められる場合は、その損害の一

部若しくは全部を受益者等が負担するものとする。

(通知義務)

第18条 受益者及びオペレーターと組合は、次の事項のいずれかに該当した場合は、その旨を相手方に速やかに連絡する。

- 2 盗難・滅失あるいは、毀損などが生じたとき。
- 3 事業の内容に重要な変更があったとき。

(事故対応)

第19条 受益者及びオペレーターは、バックホウ等操作中の人身事故及び物損事故又は盗難については、法令に基づいた適正な処理を行い、事故の状況を速やかに管理担当者に報告して指示を受けなければならない。

- 2 前項の事故の際には、次の各号について記載した、事故報告書を管理担当者が組合に提出するものとする。
  - (1) 受益者名及びオペレーター名
  - (2) 機械番号
  - (3) 事故発生日時及び場所
  - (4) 事故の種類
  - (5) 被害者の住所、氏名、性別及び生年月日
  - (6) 事故発生原因及び状況
  - (7) 事故現場の見取り図
  - (8) その他必要な事項

(貸出の解除)

第20条 受益者及びオペレーターが次の事項に違反したときは、貸出しを解除することができる。

- 2 受益者が利用料金の支払いを怠ったとき。
- 3 受益者及びオペレーターが、必要な保守・管理を行わなかったとき。
- 4 機械の盗難、機械が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

(安全対策)

第21条 危害防止については、次によるものとする。

- (1) 労働安全衛生法に基づき、特定自主検査及び定期自主検査を受け、メンテナンス不良による故障を未然に防ぎ、労働災害の防止を図る。
- (2) バックホウ等の操作は、登録オペレーター及び操作資格所有者以外の取扱いを禁止する。
- (3) この事業に従事するオペレーターは、労災・傷害保険の加入及び組合の就業規則を準用する。

(経費)

第22条 この事業に要する経費は、受益者負担及び受取補助金等をもって充てるものとする。

(改正手続)

第23条 この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

様式 1

農用地再生整備支援事業 バックホウ利用許可申請書

令和 年 月 日

新潟県農業共済組合 様

私は受益者として、農用地再生整備支援事業実施要領に同意し、下記のとおり申請します。

※ 受益者氏名 (組合員)	住 所	〒	
	氏名又は代表者	◎	
	電 話	自宅( ) -	携帯( ) -
※使用目的 ○印で囲む	1 用排水路、畦畔等の整備 2 かい廃地の復旧・整備 3 除草等耕種的防除 4 その他( )		
機 械	1 コマツPC30MR バックホウ 3t		
※ アタッチ メント	1 標準バケット (500mm) 2 法面バケット 3 狭幅バケット (320mm) 4 広幅バケット (600mm) 5 油圧草刈機 6 ハンマーナイフ式草刈機 ※希望するアタッチメントの番号を○印で囲んでください。		
※ 利用期間 ( ) 日間	貸出希望日	令和 年 月 日 ( )	
	返却予定日	令和 年 月 日 ( )	
※利用期間は、貸出日・返却日を含めて最大5日間以内です			
※ オペレーター氏名		※オペレーター作業日当 (集落内単価)	円
※ 摘 要	(連絡事項を記入してください。)		

- 1 申請書を提出する前に必ず組合に貸出の可否を確認してください。
  - 2 貸出・返却は原則として、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)・午前9時～午後5時までの間をお願いします。
  - 3 現場で移動の際は、受益者の責任において十分に注意して行ってください。
  - 4 受益者は※印欄を記入してください。
- 以上のとおり、受益者から申請がありましたので報告します。

NOSA I 部長(又は集落、地区の代表者) 氏 名

◎